主 文 本件控訴は之を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

事

控訴代理人は原判決を取消す控訴人に対し被控訴人合資会社A商会は別紙目録記載の不動産について名古屋法務局昭和二十三年八月十三日受附第一〇八四〇号を以て為された同年六月一日附売買を原因とする所有権移転登記の抹消登記手続を為せ、被控訴人Bは同不動産について名古屋法務局昭和二十七年三月一日受附第四〇一〇号を以て為された同年二月二十七日附売買を原因とする所有権移転登記の抹消登記手続を為せ、被控訴人東和相互融資株式会社は同不動産について名古屋法務局昭和二十八年七月十八日受附第八五八六号を以て為された同年七月十六日附売買を原因よする所有権移転登記の抹消登記手続を為せ、訴訟費用は第一、二審共被控訴人等の負担とするとの判決を求め、被控訴代理人は控訴棄却の判決を求めた。

当事者双方の事実上の主張は原判決事実摘示と同一であるから之を引用する。 証拠として被控訴代理人は甲第一乃至第四号証を提出し控訴代理人は原審証人C の証言並びに原審に於ける被控訴人合資会社A商会代表者D及び被控訴人東和相互 融資株式会社代表者E各本人尋問の結果を援用し甲号各証の成立を認めた。

理 由

成立に争の無い甲第一、二号証によれば本件不動産は昭和二十年三月十五日死亡したFの所有に属していたことが認められる。而してF死亡に基く相続関係については当裁判所は原判決と同一の見解に立つものである。従て本件不動産は原判示の相続関係の推移によつて控訴人とGとの共有関係にあつたものと判断する。此の点に関する原判決の説明は総て之を引用する。而して成立に争無い甲第一号証原審に於ける被控訴人合資会社A商会代表者D同じく東和相互融資株式会社代表者Eの各本人尋問の結果に依れば、Gは本件不動産を被控訴人合資会社A商会に控訴人主張の日時に売渡し、次で同商会から被控訴人Bに更に同人から被控訴人東和相互融資株式会社に順次売渡され、夫々控訴人主張のように登記手続を経由されたことを認めることが出来る。

る。 ることではいる。 で問題はGの右処分行為がその処分後の認知に依つて共有者の関係に立つた控訴人と被〈/要旨〉控訴人A商会やその後の転得者である。のである。とになった控訴人とな効力をもつである。かどうかと云うなある。とである。とである。とであるが第三とである。とれて変によれば認知は出生の時に遡つて認知と出生との間にとれば認知としてがあるである。とれたからとこの趣旨は遡って認知と出生との間に既に生じが明らな地位は別として被認知と出生との間に既に生をしているは関係を動揺さすべきではない。即ちることにの前示行為はに既に生をしているは関係を動揺さずるではない。即ちるには別論を確しての取引のと言をしたがであるには明をである。とによりに調整さるべきやの問題は別論を確にしているとにあったがである。とにあるとはである。とにあるとにあるとにあるとにある。とに対してある。とに対してある。とに対しては対してある。とに対してある。とに対しては対してある。とには、の登記名ものでもなが、移転登記には対してある。とは、の本には対しては、の本には対しては、のを記名はがいるでもない。が、のを記名はがいるでもない。が、のを記名はがいるでもない。が、のを記名はがいるでもない。が、のを記名はがいるとに対しては、の本には対してある。とに対しては、の本には対して、の本には対し、の本には対し、の本には対し、の本には対し、の本には対しないが、の本には対し、の本には対しないが、の本には対して、の本には対して、の本には対して、の本には対して、の本には対しなが、の本には対しないが、の表には対しないが、の本には対しないが、の本には対しないが、の本には対しないが、の本には対しないが、の本には対しないが、の本には対しないが、の本には対しないが、の本には対しないが、の本には対しないが、の本には対しないが、の本には対しないが、の本には対しないが、の本には対しないが、の本には対しないが、の本には対しないが、の本には対しないが、の本には対しないが、の本には対しないが、の本には対しないが、のもないが、の本には対しないが、のは、の本には対しないが、のはないが、のは、の本には対しないが、の本には

仍て民事訴訟法第三百八十四条第八十九条第九十五条に則り主文の通り判決する。

(裁判長裁判官 下飯坂潤夫 裁判官 渡辺門偉男 裁判官 海部安昌) (別紙目録省略)